令 和 ７ 年 度 実 施
高等専門学校機関別認証評価
評　価　報　告　書

八戸工業高等専門学校

令和８年３月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目　　次

Ⅰ　認証評価結果 ・・ 1

Ⅱ　基準ごとの評価 ・・・ 2

領域１　教育の内部質保証システム・・ 2

領域２　教育組織及び教員・教育支援者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

領域３　学習環境及び学生支援等・・・ 6

領域４　財務基盤及び管理運営・・ 8

領域５　準学士課程の教育活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

領域６　専攻科課程の教育活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

Ⅰ　認証評価結果

八戸工業高等専門学校は、高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準に適合している。

【判断の理由】

高等専門学校評価基準を構成する37の基準のうち、基準３－１、基準５－６、基準５－１０及び基準６－６を除くすべての基準を満たしている。

基準３－１、基準５－６、基準５－１０及び基準６－６については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目である基準１－１、基準１－２及び基準１－３をすべて満たしており、訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、教育研究活動等の運営に重大な懸念が認められず、教育研究活動等の質を確保している状況にある。

＜改善を要する点＞

○　教員室、研究室、実験室、学生寮等にクーラーが設置されておらず、猛暑の長期化による熱中症防止についての対策が不十分である。（基準３－１）

○　試験問題の水準を学校として確認する体制が不十分である。（基準５－６）

○　同一試験問題の使用の有無について、確認の内容が不十分である。（基準５－６）

○　一部の授業科目において、課題に対し履修者のほぼ全員に同一の評価がなされており、適切な評価が行われていない。（基準５－６）

○　編入学者選抜の学力試験を口頭試問で行っているが、受験生の解答の記録が不十分である。（基準５－１０）

○　同一試験問題の使用の有無について、確認の内容が不十分である。（基準６－６）

○　一部の授業科目において、試験問題の水準が、高等専門学校で行われる教育内容としてふさわしいものとなっていない。（基準６－６）

○　一部の授業科目において、試験問題の中で授業の進め方についての感想を求めており、シラバス中の授業の目標や内容から判断して、適切な試験問題が出題されていない。（基準６－６）

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

○　全学的な取組として、「自主探究」を行っている。低学年生が毎年、課題を自分で見つけ、実験・調査を計画・実行し、成果についてポスター発表や報告書提出を行うこととしており、高学年生が、ファシリテータとして低学年生の自主探究活動を支援し、高学年生自身の学びにもつながるような取組を実施している。（基準５－３）

○　４学期制を10年にわたって運用し、短いサイクルで学習到達度を確認しつつ、実験・実習やＰＢＬ科目を学期間に効果的に配置している。これを「自主探究」教育と結び付け、学生が自身の興味や強みを再確認し、主体的な進路選択や学習改善につなげることができている。（基準５－４）

○　青森県主催の高校生海外フィールドワークチャレンジに採択される等、学生に海外で学習する機会が提供され、有効に活用されている。参加費の補助に関しても充実しており、令和６年度においては49人の学生が海外留学を行っている。（基準５－５）

Ⅱ　基準ごとの評価

領域１　教育の内部質保証システム
基準 １－１【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること。 １－２【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針*を踏まえて明確に規定されていること。 *卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）（以下、「ＤＰ」という。） 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）（以下、「ＣＰ」という。） 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下、「ＡＰ」という。） １－３【重点評価項目】 自己点検・評価や第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けていること。

基準１－１
【評価結果】基準１－１を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】
当校では、教育活動を中心とした総合的な状況について定期的に自己点検・評価を実施するための方針として点検・評価規則が定められている。なお、その方針に基づいて自己点検・評価委員会業務要項が定められている。自己点検・評価の実施体制として、企画担当副校長を責任者とする自己点検・評価委員会が設置されている。施設・設備、学生支援に関しても、定期的に自己点検・評価を実施するための方針として点検・評価規則が定められるとともに、自己点検・評価の実施体制として、教務主事を責任者とする施設整備計画委員会が設置されている。自己点検・評価の基準や項目、所掌委員会等は自己点検・評価委員会業務要項に規定されている。
また、第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針として点検・評価規則が定められ、その実施体制として、教務主事を責任者とするワーキング・グループが設置されている。

基準１－２
【評価結果】基準１－２を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】
卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー。以下、「ＤＰ」という。）が学校の目的に基づき定められ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー。以下「ＣＰ」という。）が学校の目的及びＤＰと整合性をもって定められ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー。以下「ＡＰ」という。）が学校の目的に基づき定められている。
学習成果の達成がＤＰの求める卒業（修了）に必要な水準となっていることを内部質保証体制が確認する手順は、自己点検・評価委員会業務要項に定められている。

なお、自己評価書提出時点では、自己点検・評価委員会業務要項 第３条の文言が適切ではなく、ＣＰに則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていることが示されていなかったが、令和７年11月までに修正が行われている。

教育課程ごとの点検・評価において、領域５の基準５－１から基準５－11に基づく点検・評価を行う実施組織は自己点検・評価委員会業務要項に定められている。

施設・設備、学生支援に関して行う自己点検・評価の基準・項目等が、自己点検・評価委員会業務要項において定められている。

自己点検・評価の実施に際して、教員、職員、在学生、卒業（修了）時の学生、卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生、保護者、中学校・地方公共団体・民間企業その他の関係者からの意見が反映されるものとなっている。

自己点検・評価は、外部有識者による検証、学校構成員及び学外関係者からの意見聴取結果、機関別認証評価による認定審査の結果を踏まえて実施されている。

内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認するとともに必要な対処方法を決定する手順は、すべての場合について教育の質保証のための各種点検・改善システムに関する申合せに定められている。

自己点検・評価の結果は、当校ウェブサイトで公表されている。

基準１－３

【評価結果】基準１－３を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

前回の機関別認証評価において改善を要する点として指摘された事項について対応が行われているが、自己評価書提出時点では、「補充試験に関して学生に周知していない」について、改善のための検討がされたことが確認できなかったが、令和７年11月までに、学生便覧によって学生に周知する体制が整っていることを確認した。

自己点検・評価や第三者評価の結果に基づいて改善に向けた取組が行われている。

領域２　教育組織及び教員・教育支援者等
基準 ２－１　学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。 ２－２　教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備されていること。 ２－３　教育活動を展開する上で必要な教員が適切に配置されていること。 ２－４　組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること。 ２－５　教育活動を支援又は補助する者が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

基準２－１
【評価結果】基準２－１を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】
準学士課程には、産業システム工学科が設置されている。学科の構成は、学校の目的及びＤＰと整合性を有している。
専攻科課程には、産業システム工学専攻が設置されている。専攻の構成は、学校の目的及びＤＰと整合性を有している。

基準２－２
【評価結果】基準２－２を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】
教務に関する事項を審議する組織として教務委員会、学生支援に関する事項を審議する組織として厚生補導委員会、入学試験に関する事項を審議する組織として入学者選抜委員会、専攻科に関する事項を審議する組織として専攻科委員会が設置され、教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されている。
教育研究活動を全校的に審議し又は実施する組織として、運営委員会が設置されており、運営委員会規程には、構成、校長等（校長、副校長、各主事）の責任体制及び審議事項、当該組織及び議事の運営に関する事項、その他の必要な事項が定められている。

基準２－３
【評価結果】基準２－３を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】
当校では専任教員制度が採用されており、準学士課程では、高等専門学校設置基準（以下「設置基準」という。）で必要とされる一般科目担当及び専門科目担当の教員数が確保されている。
当該課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていることについては、大学改革支援・学位授与機構による特例適用専攻科認定の際に確認されている。
教員の配置に当たっては、教育研究水準の維持・向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が

特定の範囲の年齢あるいは性別に著しく偏ることのないように配慮されている。

基準２－４

【評価結果】基準２－４を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員（専任教員以外の教員を除く。）の採用・昇任に関する基準が、法令に従い教員選考基準に定められており、採用・昇任に当たっては、教員選考基準に定められた判断方法により、教育経歴、実務経験等が配慮されている。

教員（専任教員以外の教員を除く。）に対して、教員評価規則に基づき、校長による教育上の能力や活動実績に関する評価を毎年度行う体制が整備されている。

また、把握した評価結果を基に、教育研究費配分における措置、表彰を行うことが、教員特別顕彰実施要領に定められている。

学校として授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「ＦＤ」という。）を実施する体制として、教務委員会が設置され、定期的にＦＤが実施されている。

令和６年度においては、科目間連携のためのＦＤ研修、必修科目の設定に関わる進級・卒業要件の改定方針についての講演会等が行われている。

基準２－５

【評価結果】基準２－５を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育支援者（事務職員、技術職員等）が法令に従い適切に配置されている。

図書館については、その機能を十分に発揮するために、司書資格を有する事務職員が配置されている。

教育支援者（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等）の資質の維持、向上を図るため、令和６年度においては、新任教職員研修、いじめ防止のための教職員資質向上研修、ハラスメント防止研修等が行われている。

領域３　学習環境及び学生支援等
基準 ３－１　教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること。 ３－２　学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること。

基準３－１
【評価結果】基準３－１を満たしていない。

【評価結果の根拠・理由】
当校は、設置基準を満たす校地・校舎面積が確保されている。設置基準に定められた必要な施設が校舎に備えられ、附属施設として、ものづくりセンター（実験・実習工場）が整備されている。また、厚生施設、コミュニケーションスペース、自主的学習スペース、イノベーションハブが設けられている。
これらの施設・設備については、安全衛生専門委員会規則に基づき安全衛生管理体制が整備されており、設備使用に関して、施設使用関係規則が策定されている。
学生がものづくりセンターを利用するに当たっては、学生に対してガイダンスが行われている。
なお、現地視察時点ではものづくりセンターの安全通路の線引きが不十分であったが、令和７年11月までに改善されている。
また、施設・設備のバリアフリー化の配慮が行われている。
ただし、教員室、研究室、実験室、学生寮等にクーラーが設置されておらず、猛暑の長期化による熱中症防止についての対策が不十分である。
設置基準に定められている図書館が備えられており、図書73,784冊（うち、外国書7,737冊）、学術雑誌260種（うち、外国書92種）、電子ジャーナル4,300種（うち、外国書4,300種）、視聴覚資料204点を所蔵するなど、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理され、教職員や学生に有効に活用されている。

【改善を要する点】
○　教員室、研究室、実験室、学生寮等にクーラーが設置されておらず、猛暑の長期化による熱中症防止についての対策が不十分である。（観点３－１－②）

基準３－２
【評価結果】基準３－２を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】
学生の生活に係る指導、相談、助言等の体制として、相談室、保健室、相談員やカウンセラーの配置、ハラスメント等の相談体制、学生に対する相談の案内等が学生便覧によって学生に対して周知されている。
健康相談・保健指導が行われており、健康診断が毎年度、実施されている。
また、いじめ防止等基本計画を定めることにより、いじめの防止、早期発見及び対処等に関する体制が整備されている。
留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対して、教務委員会、専攻科委員会、

国際交流室による支援体制が整備されている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に対応し、合理的な配慮を行う体制が整備されている。

就職や進学等については、就職支援委員会による進路指導を含めたキャリア教育の体制が整備されており、キャリア教育に関する研修会・講習会の実施、進路指導用マニュアルの作成、進路指導ガイダンスの実施、進学・就職に関する説明会の実施が行われている。

学生寮が整備され、寮務委員会による管理・運営体制の下、生活の場として居室、食堂、補食室、共同浴場（シャワールーム）、洗濯室等が整備されているとともに、勉学の場として学習室が設置され、自習時間が設定されている。

また、意見投書箱の設置により、学生の意見等を把握し、学生寮の改善を図る体制が整備されている。

学生に対する経済面での援助として、相談・助言、奨学金の貸与等、入学料・授業料の減免等、緊急時の貸与等が実施されている。

領域４　財務基盤及び管理運営
基準 ４－１　財務運営が学校の目的に照らして適切であること。 ４－２　管理運営体制が整備され、機能していること。 ４－３　管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること。 ４－４　教員と事務職員等との役割分担が適切であり、連携体制が確保されていること。 ４－５　学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること。

基準４－１
【評価結果】基準４－１を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】
学校を設置する法人である国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）の財務諸表が、高専機構のウェブサイトで公表されている。
会計監査については、高専機構において会計監査人による外部監査が実施されているほか、監事監査、国立高等専門学校間の相互会計内部監査及び内部監査が実施されている。
当校を設置する高専機構の過去５年間の財務状況については、適切な状況であり、過大な支出超過となっていない。

基準４－２
【評価結果】基準４－２を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】
学校の管理運営体制に関して学則及び組織運営規則が整備されているとともに、運営委員会が設置され、学校の管理運営体制として適切な規模と機能を有している。
責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制が、危機管理規則、高圧ガス管理要項に基づき整備され、危機管理マニュアルが整備されている。これらに基づき毎年度、消防訓練を行うなど、危機に備えた活動が行われている。
なお、自己評価書提出時点では高圧ガス管理規程が制定されていなかったが、令和７年11月までに制定されている。
教員に対して研究の水準の維持向上及び活性化を図るため、校長裁量経費等の予算配分、他の高等教育機関・研究機関との人事交流等の措置が講じられている。
研究を促進するため、総合情報センター規則が整備され、研究施設・設備を有効に活用する工夫に努めている。
また、外部の財務資源を積極的に受け入れる取組として、公募情報の周知や申請書の作成指導が行われている。
なお、教員及び研究に携わる職員に対して研究倫理に関する必要な研修等として、令和５年度においては、公的研究費に係るコンプライアンス研修、ｅＡＰＲＩＮによる研究倫理研修等が実施されている。また、学生に対しても十分な研究倫理に関する授業等が行われている。

地域貢献活動・地域との連携による活動に係る計画が策定され、改善を図るための体制が地域テクノセンター規則に基づき整備されている。

また、外部の教育・研究資源を活用するための取組として、産学官金連携協定が締結されている。

基準４－３

【評価結果】基準４－３を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営を円滑に行うための事務組織が事務組織規則に基づき整備され、適切な規模と機能を有している。

管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント、以下「ＳＤ」という。）がＦＤ及びＳＤの実施に関する規則に基づき、組織的に行われている。

基準４－４

【評価結果】基準４－４を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員と事務職員等の適切な役割分担の下、運営委員会が設置され、必要な連携体制が整備されている。

基準４－５

【評価結果】基準４－５を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学校教育法施行規則第172条の２に規定される事項を含む学校における教育研究活動等の状況についての情報が、当校ウェブサイトで公表されている。

なお、自己評価書提出時点では、令和７年度以降に実施された専攻科入学生選抜の学力試験の出題意図、本科編入学生選抜の学力試験の試験問題、解答例、出題意図が公表されていなかったが、令和７年11月までに公表されている。

領域５　準学士課程の教育活動の状況
基準 ５－１　ＤＰが具体的かつ明確であること。 ５－２　ＣＰが具体的かつ明確であり、ＤＰと整合していること。 ５－３　教育課程がＣＰに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がＤＰに基づき設定されていること。 ５－４　ＤＰ及びＣＰに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること。 ５－５　適切な履修指導、支援が行われていること。 ５－６　ＣＰに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること。 ５－７　学校の目的及びＤＰに基づき、公正な卒業判定が実施されていること。 ５－８　学校の目的及びＤＰに基づき、適切な学習成果が得られていること。 ５－９　ＡＰが具体的かつ明確であること。 ５－１０　学生の受入れが適切に実施されていること。 ５－１１　実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること。

基準５－１

【評価結果】基準５－１を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

ＤＰは、準学士課程全体及び各コースの目的と整合性を有しているとともに、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、養成しようとする人材像が含まれており、学校の目的を踏まえ、具体的かつ明確に定められている。

基準５－２

【評価結果】基準５－２を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

ＣＰは、「どのような教育課程を編成するか」、「どのような教育内容・方法を実施するか」、「学習成果をどのように評価するか」が含まれており、明確かつ具体的に示されている。

また、ＣＰはＤＰと整合性を有している。

基準５－３

【評価結果】基準５－３を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

ＣＰを踏まえ、１年次から５年次までの各授業科目と対応付けたコースカリキュラムツリーが作成されており、適切な授業科目が体系的に配置されている。

また、一般教育の充実が配慮されている。

進級に関する規程として、学業成績評価及び学年の課程修了並びに卒業認定に関する規則が整備されて

いる。

創造力を育む教育方法の工夫として、低学年生を対象とした授業科目として「自主探究」が開講されており、問題発見・課題解決力をつけることを目的としている。学生自らがテーマを設定し、そのテーマに取り組むことによって、探究方法の分析、調査、実験、観察などのデータのまとめ、データからの結果の導出等が行われている。

実践力を育む教育方法の工夫として、３年次に「創造工作実習」が、４年次に「創成実験」が開講されており、ものづくりに関する応用性、創造性、技術力を体得することを目標としている。

学生の国際性を涵養する教育方法の工夫として、国際自主探究が実施されている。

【優れた点】

○　全学的な取組として、「自主探究」を行っている。低学年生が毎年、課題を自分で見つけ、実験・調査を計画・実行し、成果についてポスター発表や報告書提出を行うこととしており、高学年生が、ファシリテータとして低学年生の自主探究活動を支援し、高学年生自身の学びにもつながるような取組を実施している。（観点５－３－②）

基準５－４

【評価結果】基準５－４を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

１年間の授業を行う期間は、到達度試験（定期試験）の期間を含め 35 週が確保されている。

特別活動が 90 単位時間以上実施されている。

【優れた点】

○　４学期制を 10 年にわたって運用し、短いサイクルで学習到達度を確認しつつ、実験・実習やＰＢＬ科目を学期間に効果的に配置している。これを「自主探究」教育と結び付け、学生が自身の興味や強みを再確認し、主体的な進路選択や学習改善につなげることができている。（観点５－４－①）

基準５－５

【評価結果】基準５－５を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、インターンシップによる単位認定、他の高等教育機関との単位互換、最先端の技術に関する教育が行われている。

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、他大学等において修得した授業科目の単位認定に関する規則に定められ、法令に従い取り扱われている。

教育を実施する上でのガイダンスが、学科生、編入学生、留学生に対して、実施されている。

学生の自主的学習を支援するため、担任制・指導教員制、オフィスアワー、対面型の相談受付体制、ＩＣＴを活用した成績確認や学習相談等に関するシステム、外国への留学に関する支援体制、数学の学力が低い学生に対する数学基礎セミナー、学習意欲のある学生を対象としたメンター制度が整備されている。学習支援に関して学生のニーズを把握するため、学生との懇談会、意見投書箱の設置が行われている。

学生が海外で学習する機会を提供する体制としてグローバルセンターが設置されている。
また、提供された機会を利用し、令和６年度においては、49 人の学生が海外で学習しており、有効に活用されている。

【優れた点】
○　青森県主催の高校生海外フィールドワークチャレンジに採択される等、学生に海外で学習する機会が提供され、有効に活用されている。参加費の補助に関しても充実しており、令和６年度においては 49 人の学生が海外留学を行っている。（観点５－５－③）

基準５－６
【評価結果】基準５－６を満たしていない。

【評価結果の根拠・理由】
成績評価や単位認定に関する基準が、ＣＰに基づき学業成績評価及び学年の課程修了並びに卒業認定に関する規則に定められ、各授業科目の成績評価等を適切に行う体制は整備されている。
学修単位科目における授業時間外の学修の評価について、授業時間外の学修についての評価がシラバスに記載され、エビデンスの保管についてを定め、学校としてその評価を把握している。
成績評価や単位認定に関する基準が、学生便覧により学生に周知されている。
また、追試験、再試験（当校では「補充試験」と呼称）、単位追認試験（当校では「再試験」と呼称）の成績評価方法として学業成績評価及び学年の課程修了並びに卒業認定に関する規則、補充試験実施細則、再試験実施細則が定められている。
成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するため、学校として、成績評価の妥当性の事後チェック（シラバスどおりに成績評価が行われていることの確認）、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックが行われている。
ただし、試験問題の水準を学校として確認する体制が不十分であり、また、同一試験問題の有無について、確認の内容が不十分である。一部の授業科目において、課題に対し履修者のほぼ全員に同一の評価がなされており、適切な評価が行われていない。
成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会が、学業成績評価及び学年の課程修了並びに卒業認定に関する規則に定められている。

【改善を要する点】
○　試験問題の水準を学校として確認する体制が不十分である。（観点５－６－③）
○　同一試験問題の使用の有無について、確認の内容が不十分である。（観点５－６－③）
○　一部の授業科目において、課題に対し履修者のほぼ全員に同一の評価がなされており、適切な評価が行われていない。（観点５－６－③）

基準５－７
【評価結果】基準５－７満たしている。

【評価結果の根拠・理由】
卒業認定基準が、ＤＰに従って学業成績評価及び学年の課程修了並びに卒業認定に関する規則に定められ、設置基準が定める要件と整合しており、学生便覧により学生に周知されている。
卒業認定基準に基づき、成績判定会議において卒業認定が行われている。

基準５－８
【評価結果】基準５－８を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】
ＤＰに沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制が自己点検・評価委員会業務要項に基づき整備され、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、卒業時の学生、卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生、就職先等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果の把握・評価が行われている。
卒業時の学生については、令和６年度に卒業生達成度記録簿による学生の自己採点の集計が行われ、教務委員会での検討が行われている。
卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生については、令和５年度に卒業生へのアンケートが行われ、自己点検・評価委員会への報告が行われている。
就職先・進学先については、令和５年度に平成30年度から令和４年度卒業生・修了生が就職した企業・団体へのアンケートが実施されている。
また、アンケートについては自己点検・評価委員会への報告が行われている。

基準５－９
【評価結果】基準５－９を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】
ＡＰは、「入学者選抜の基本方針」、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を含み、学校及び学科の目的、ＤＰ、ＣＰを踏まえ、明確に定められている。

基準５－１０
【評価結果】基準５－10を満たしていない。

【評価結果の根拠・理由】
ＡＰの「入学者選抜の基本方針」に沿った適切な入学者選抜方法が定められている。
国際的エンジニア育成特別選抜においては、学力確認検査、実験レポートの作成、面接試験を総合して、推薦選抜においては、推薦書、調査書、面接試験を総合して、学力選抜においては、学力試験、調査書を総合して、帰国子女特別選抜においては、学力試験、作文、面接試験、調査書を総合して、編入学者選抜（高等学校長推薦）においては面接、学力試験（口頭試問）、調査書を総合して、編入学者選抜（社会人特別選抜）においては推薦書、志望理由書、業務内容調書、調査書、小論文、面接（専門科目に関する口頭試問含む）を総合して、合否が判定されている。
また、入学者選抜方法に基づき、適切な体制の下、学生の受入れが実施されている。

ＡＰに沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制が入学者選抜委員会規則に基づき整備されている。検証の結果、国際的エンジニア育成特別選抜試験において、問題レベルの見直しや試験の実施方法の見直し等の改善が行われている。

ただし、編入学者選抜の学力試験を口頭試問で行っているが、受験生の解答が記録されておらず、適切に成績評価されていることが確認できない。

【改善を要する点】

○　編入学者選抜の学力試験を口頭試問で行っているが、受験生の解答の記録が不十分である。（観点５－10－①）

基準５－１１

【評価結果】基準５－11 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

入学者選抜委員会規則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入学者選抜委員会が整備されている。

当校における令和３年度から令和７年度の５年間の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

また、定員割れとなる見込みが判明した際には、改善を図るため、２次募集の取組が行われている。

領域６　専攻科課程の教育活動の状況
基準 ６－１　ＤＰが具体的かつ明確であること。 ６－２　ＣＰが具体的かつ明確であり、ＤＰと整合していること。 ６－３　教育課程がＣＰに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がＤＰに基づき設定されていること。 ６－４　ＤＰ及びＣＰに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること。 ６－５　適切な履修指導、支援が行われていること。 ６－６　ＣＰに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること。 ６－７　学校の目的及びＤＰに基づき、公正な修了判定が実施されていること。 ６－８　学校の目的及びＤＰに基づき、適切な学習成果が得られていること。 ６－９　ＡＰが具体的かつ明確であること。 ６－１０　学生の受入れが適切に実施されていること。 ６－１１　実入学者数が適切な数となっていること。

基準６－１

【評価結果】基準６－１を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

ＤＰは、専攻科課程の目的と整合性を有しているとともに、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、養成しようとする人材像が含まれており、学校の目的を踏まえ、具体的かつ明確に定められている。

基準６－２

【評価結果】基準６－２を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

ＣＰは、「どのような教育課程を編成するか」、「どのような教育内容・方法を実施するか」、「学習成果をどのように評価するか」が含まれており、明確かつ具体的に示されている。

また、ＣＰはＤＰと整合性を有している。

基準６－３

【評価結果】基準６－３を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

当校の専攻科は大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、ＣＰを踏まえ、適切な授業科目が体系的に配置されていること、教育課程は準学士課程の教育との連携及び準学士課程の教育からの発展等を考慮したものとなっていることが確認されている。

創造力を育む教育方法の工夫として、１年次に全専攻科生対象の授業科目として「エンジニアリングデザイン」を開講しており、ＰＢＬ型の授業を導入している。「エンジニアリングデザインⅠ」で外部講師等

による地域課題の提示が行われ、「エンジニアリングデザインⅡ」においてグループワークによって課題解決を行うという授業が行われている。

実践力を育む教育方法の工夫として、１年次に全専攻科生対象の授業科目として「学外研修」が開講されており、実習先で学生による就業体験が行われているほか、終了後に報告会が行われている。

学生の国際性を涵養する教育方法の工夫として、「総合英語」、「表現法」といった授業が開講され、学術的な場面での英語活用を想定したアカデミック・コミュニケーションのスキル向上や、科学技術に関する表現力の養成を目的とした授業が実施されている。

基準６－４

【評価結果】基準６－４を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

１年間の授業を行う期間は、定期試験の期間を含め 35 週が確保されている。

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、ＣＰに照らしてバランスのとれた授業形態が採用されていること、教育内容に応じた学習指導上の工夫が行われていること、適切にシラバスが作成されていること、ＣＰに基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていることが確認されている。

基準６－５

【評価結果】基準６－５を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育課程の編成及び授業科目の内容について、他専攻授業科目の履修の認定、インターンシップによる単位認定、他の高等教育機関との単位互換が行われている。

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、専攻科授業科目の履修等に関する規則に定められ、法令に従い取り扱われている。

履修指導のガイダンスが、専攻科生、留学生、社会人学生に対して、実施されている。

学生の自主的学習を支援するため、コース主任制・指導教員制、オフィスアワー等が整備されている。

学習支援に関して学生のニーズを把握するため、コース主任・指導教員による意見聴取、意見投書箱の設置が行われている。なお、自己評価書提出時点では学生からの意見への対応が検討されていなかったが、令和７年 11 月までに検討されている。

学生が海外で学習する機会を提供する体制としてグローバルセンターが設置されている。

また、提供された機会を利用し、令和６年度においては、９人の学生が海外で学習しており、有効に活用されている。また、学生が海外で学習することを支援するため、国外学外研修説明会が実施されている。

基準６－６

【評価結果】基準６－６を満たしていない。

【評価結果の根拠・理由】

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、

成績評価や単位認定に関する基準が、ＣＰに基づき組織として策定され、各授業科目の成績評価等を適切に行う体制は整備されていることが確認されている。

成績評価や単位認定に関する基準が、学生便覧により学生に周知されている。

また、追試験の成績評価方法として専攻科授業科目の履修等に関する規則が定められている。

成績評価や単位認定の客観性・厳格性を担保するため、学校として、成績評価の妥当性の事後チェック（シラバスどおりに成績評価が行われていることの確認）、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックが行われている。

ただし、同一試験問題の使用の有無について、確認の内容が不十分である。一部の授業科目において最終成績に著しい偏りがあり、試験問題の水準が、高等専門学校で行われる教育内容としてふさわしいものとなっていない。また、一部の授業科目において、試験問題の中で授業の進め方についての感想を求めており、シラバス中の授業の目標や内容から判断して、適切な試験問題が出題されていない。

成績評価結果に関する学生からの意見申立ての機会が、専攻科授業科目の履修等に関する規則に定められている。

【改善を要する点】

○　同一試験問題の使用の有無について、確認の内容が不十分である。（観点６－６－③）

○　一部の授業科目において、試験問題の水準が、高等専門学校で行われる教育内容としてふさわしいものとなっていない。（観点６－６－③）

○　一部の授業科目において、試験問題の中で授業の進め方についての感想を求めており、シラバス中の授業の目標や内容から判断して、適切な試験問題が出題されていない。（観点６－６－③）

基準６－７

【評価結果】基準６－７を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、修了認定基準が、ＤＰに従って組織として策定されていることが確認されている。

修了認定基準が、学生便覧、専攻科新入生ガイダンスにより学生に周知されている。

修了認定基準に基づき、専攻科課程修了判定会議において修了認定が行われている。

基準６－８

【評価結果】基準６－８を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

ＤＰに沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制が自己点検・評価委員会業務要項に基づき整備され、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、修了時の学生、修了後一定期間の就業経験等を経た修了生、就職先からの意見聴取の結果に基づいて、専攻科委員会や自己点検・評価委員会での共有を行うことにより学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

修了時の学生については、卒業・修了認定方針に関する達成度記録簿による学生の自己採点が行われ、

学習・教育の成果の把握・評価が行われている。
　修了後一定期間の就業経験等を経た修了生については、令和５年度に修了生へのアンケートが行われ、学習・教育の成果の把握・評価が行われている。
　就職先については、令和５年度に平成30年度から令和４年度卒業生・修了生が就職した企業・団体へのアンケートが実施され、学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

基準６－９
【評価結果】基準６－９を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】
　ＡＰは、「入学者選抜の基本方針」、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を含み、学校及び専攻科目的、ＤＰ、ＣＰを踏まえ、明確に定められている。

基準６－１０
【評価結果】基準６－10を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】
　ＡＰの「入学者選抜の基本方針」に沿った適切な入学者選抜方法が定められている。
　推薦選抜においては、面接、推薦書及び調査書、自己アピール文、ＴＯＥＩＣ（L&R Test）の公開テストまたはＩＰテストのスコアを総合して、学力選抜においては、学力試験、面接、調査書、自己アピール文、ＴＯＥＩＣ（L&R Test）の公開テストまたはＩＰテストのスコアを総合して、社会人特別選抜においては、面接（専門科目に関する口頭試問を含む。）、調査書及び自己申告書の内容、ＴＯＥＩＣ（L&R Test）の公開テストまたはＩＰテストのスコアを総合して、外国人留学生特別選抜Bにおいては、推薦書、調査書、入学志願者自己調書、学力試験、ＴＯＥＩＣ（L&R Test）の公開テストまたはＩＰテストのスコア、日本語能力試験（JLPT）のスコア及び本校関係者による面接を総合して、合否が判定されている。
　また、入学者選抜方法に基づき、適切な体制の下、学生の受入れが公正に実施されている。
　ＡＰに沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制が入学者選抜委員会規則に基づき整備され、検証結果を基に改善する体制が入学者選抜委員会規則に基づき整備されている。
　検証の結果、改善を要しないとの判断がされている。

基準６－１１
【評価結果】基準６－11を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】
　学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入学者選抜委員会が整備されている。
　当校における令和３年度から令和７年度の５年間の専攻科課程全体の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。